

要求書

一、寄宿舎設備改善ノ件

- 1. 一年一回 畳 表 替ヲ爲スコト
- 2. 一人宛 畳ニ一枚トシ押入ヲ設ケルコト
- 3. 布団八年二回 洗濯スルコト 但シ内一回ハ節ヲ打返スコト
- 4. 布団一人宛ニ枚ヲ換フルコト

二、通勤手当増額ノ件

三、給料増額ノ件

- 1. 店員一同 給料ハ現在ヨリ二割五分ヲ増スコト 即初給即拾五圓割トス
- 2. 給料八年二回ニ五圓以上ヲ増額スルコト
- 3. 早出残業手当ハ毎月参圓ヲ支給スルコト
- 4. 但シ 裁送員 市内買物員ノ場ハ
- 5. 俵場計算員及他ノ者ノ早出残業モ之ヲ認ムルコト
- 6. 賞典八年二回本給ニ通勤手当ヲ加算シスモノノ一月以上ヲ支給スルコト
- 7. 但シ通勤者以外ノ者ニモ之ヲ送與スルコト
- 8. 退職手当ノ件
- 9. 退職手当ハ一年以内ノ在者ニ退職金ノ一月分以上ヲ支給スルコト以上ニ準テス
- 10. 六店員病氣中 給料支給ノ件

- 1. 一月以内病氣欠勤者ニ給料ノ全額ヲ支給スルコト
- 2. 一月以上三月以内ハ給料ノ半額支給スルコト
- 3. 三月以上六月迄ハ給料ノ三分一ヲ支給スルコト
- 4. 但シ一週間以上欠勤ノ際ハ医師ノ診断書ヲ差出スコト
- 5. 本事件ニ關シ 絶対ニ解雇者ヲ出サズルコト

昭和三年五月三十一日

昭三會

東地堂社
川合晋殿